

「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」の一部改正について

募集期間：令和3年4月2日（金）～令和3年5月6日（木）

1 改正の趣旨

指定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類等を変更するため、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則」に関し、一部改正を行います。

2 改正内容

(1) 指定特定非営利活動法人の備え置き書類の追加

特定非営利活動促進法施行規則の改正に伴い、役員等に対する報酬又は給与の支給の状況を新たに備え置き書類として追加します。

(2) 指定申出書類の公表方法の規定

特定非営利活動促進法施行規則の改正に伴い、インターネットの利用による公表を原則的に規定します。

(3) 縦覧及び閲覧に係る条文の改正

縦覧及び閲覧に係る地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の条文が変更されるため、引用している関係条文を改正します。

(4) 様式の押印欄の削除

申請書等への押印・署名の見直しに伴い、様式から押印欄を削除します。

(5) 指定の申出に係る地方税法の該当条文の改正

指定の申出に係る地方税法の該当条文が変更されているため、引用している関係条文を改正します。

3 スケジュール

令和3年6月9日 改正・施行予定